

横手市週休2日制工事に関する運用(営繕工事)

令和6年2月29日
横手市建設部建築住宅課

横手市週休2日制工事实施要綱(以下「要綱」という。)における、営繕工事に関する運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係(定義)

- 1 要綱第2条(1)の「週休2日」は、次により区分される。
 - (ア) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(現場閉所率 28.5%)以上を達成しているものとみなす。
 - (イ) 通期の週休2日 対象期間において、土日に限定せず、4週8休(現場閉所率 28.5%)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 2 要綱第2条(1)、(3)の「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間をいう。なお、次の①～③の期間は除く。
 - ① 夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間
 - ② 工場製作のみを実施している期間
 - ③ 工事全体を一時中止している期間

要綱第3条関係(休日)

- 1 現場閉所の確認方法
発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書(様式1-1参照)に勤務状況確認表(様式1-2参照)を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係(対象工事及び発注方式)

- 1 次の工事については、対象外とする。
 - (1) 災害復旧工事
 - (2) 工程上の制約がある工事
 - (3) 現場工事が4週間未満と見込まれる工事
 - (4) 設計額が130万円未満の工事
- 2 発注者は、対象外工事を除く全ての工事について、月単位の週休2日工事(発注者指定型)により発注することを原則とする。なお、現場閉所を行うことが困難な工事については、受注者希望型により週休2日に取組むことができるものとする。
- 3 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合、発注工事毎に休日等が異なることは支障ない。
- 4 発注者は、週休2日制工事とする場合は、特記仕様書に、週休2日制工事であること(発注者指定型又は受注者希望型)を明示するものとし、記載内容は別記1のとおりとする。
- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。

- 6 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。

要綱第5条関係(工期変更)

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係(その他)

【工事費の積算に関すること】

- 1 営繕工事における積算は、以下のとおりとする。
 - (1) 発注時
工事費の積算に用いる単価の補正は行わない。
- 2 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、発注者と協議すること。

【その他】

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

附 則(令和6年2月29日 建字第1139号)

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月30日 建字第761号 一部改正)

この運用は、令和6年10月1日から施行する。

別記1

特記仕様書 ※記載例

一般共通事項 週休2日制工事の対象	※発注者指定型 週休2日制工事の実施については、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する運用(営繕工事)」に基づいて実施するものとする。 ・受注者希望型 (1)週休2日制工事の実施については、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する運用(営繕工事)」に基づいて実施するものとする。 (2)受注者は、契約後速やかに、週休2日への取組みについて監督員と協議すること。
----------------------	---